

災害対策支援室 利用規約

（趣旨）

第1条 この規約は、河川利用情報発信施設 2F 災害対策支援室（以下、「災害対策支援室」という。）の利用について規定する。

（目的）

第2条 災害対策支援室の使用については、利根川に関連する目的で活動する組織、団体、グループ及び地域住民（以下、組織及び地域住民を総称して「利用者」という。）の活動を支援し、また、それらの交流の場を災害対策支援室内に設けることを目的とする。

（利用申請等）

第3条 利用者は、「災害対策支援室施設利用申請書」及び「誓約書」を提出するものとする。利用申請については、1週間前までに利根川下流河川事務所 流域治水課（以下、「事務局」という。）へ提出するものとし、利用期間が重複した場合には先着順とする。

- 2 災害対策支援室の利用にあたり、必要な物品は利用者で準備するものとする。ただし、災害対策支援室にある物品（机、椅子）については自由に使用することができる。

（利用料金）

第4条 災害対策支援室利用の利用料金は無料とする。

（許可条件）

第5条 利用者は、以下の条件を遵守しなければならない。

- ・活動目的が利根川に関わるものであり、利根川下流域エリアで開催される河川や郷土に関する研修、講座、シンポジウム等であること。
- ・活動目的が公序良俗に反しないものであること。
- ・活動目的が営利を目的とするものでないこと、またその団体でないこと。
- ・活動目的が政治的及び宗教的目的を有するものでないこと。
- ・特定の団体の利害に著しい影響を及ぼす恐れのある活動を行わないこと。
- ・利用に際して事務局の指示に従うこと。

（禁止行為）

第6条 災害対策支援室使用においては、下記の行為を禁止する。

- ・災害対策支援室の設備及び物品を損傷又は汚損する行為。
- ・災害対策支援室内での喫煙及び飲酒。
- ・事務局の承認を得ていない弁当類の飲食。

- ・他の利用者に迷惑の及ぶ行為。
 - ・継続的に物品を設置する行為。
 - ・申請書に記載した活動目的以外の行為。
 - ・利用登録者が許可又は承認を受けていない施設（河川利用情報発信施設）の設備及び物品の無断利用。
- 2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、災害対策支援室の施設、設備及び物品を汚損、破損又は亡失したときは、すみやかに事務局に届けると共に相当の現品又は代価をもって賠償しなければならない。

（利用申請の取消し等）

- 第7条 事務局は、下記のいずれかに該当する場合は災害対策支援室交流の利用申請を取消し、または災害対策支援室交流の利用を中止し若しくは変更することができる。
- ・利根川下流河川事務所管内において災害が発生した場合等災害対策支援室を緊急的な行政目的のために使用しなければならないとき。
 - ・利用者が、本利用規約に違反したとき。
 - ・災害対策支援室の利用が、利根川下流河川事務所内の秩序の維持または公務の円滑な遂行若しくは適正な執行に支障をきたすと認められるとき。
- 2 前項の規定による利用の取消しまたは利用の中止若しくは変更により生じた利用者の損害について、利根川下流河川事務所はその責を負わないものとする。

（利用時間）

- 第8条 利用時間は、開館日の9：30から閉館30分前までとする。

（雑則、その他）

- 第9条 本利用規約によりがたい場合または本規約に記載のない事項については、事務局の判断により決定する。
- 2 災害対策支援室の利用に際して、事故・盗難等については各利用者の責任とする。

附則

この規約は、令和5年11月21日から施行する。

平成24年11月26日

利用規約第5条については以下の運用とする。

利用人員が香取市の多目的研修室の定員（30名）以上であること。

※香取市側有料施設の利用に配慮した。